

令和5年度第8回社会福祉審議会児童福祉専門分科会（令和6年2月1日（木））

報告事項：福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例第21条に基づく年次報告書について

こども福祉課：（報告事項の説明）

安永委員： 以前議論をした時に警察や児相が臨検できないと話をしていましたが、条例ができたことで臨検ができるようになったということか。

こども福祉課： 元々、法律で児相が臨検できると規定されており、条例ができたことがきっかけではない。

ただし、裁判所の令状が必要であり、事例が少ないため、日頃から訓練をする必要があるということで研修を行っている。

吉村委員： 虐待が増えている理由の分析と数の捉え方はどうなっているのか。

虐待件数を減らす取り組みについてどう考えているのか教えてもらいたい。

こども福祉課： 虐待件数の増加要因として全国的に共通しているのが警察からの通告の増加である。

警察が認知する機会が最も多く、虐待防止への警察全体の意識の変化が大きな要因である。

また、マスコミの報道等により社会的な認知度が高まり、虐待に関する通報が増えている。

件数が増えていることへの受け止め方であるが、潜在化していたものが見つかっていることは望ましいことであるものの、目指すべきは虐待が起こらないことである。

そのため、虐待の未然防止に努める必要があり、県民に身近な立場である市町村の相談支援体制を強化することが重要である。

児童福祉法改正に伴い、令和6年4月から市町村がこども家庭センターを設置することとなり、県としても設置の促進を支援していく方向である。

熊本委員： 虐待を受けた子どもへの援助の中で、一時保護後に家庭引き取りとなった家庭の虐待の再発状況は把握しているのか。

こども福祉課： 個人的な感覚であるが、児童相談所で受け付ける相談のうち、新規と再発が五分五分と感じる。

熊本委員： 学校で、いじめが解消となっても3か月間は定期的な訪問や面談を行っている。

虐待の場合も家庭引き取り後、数か月間支援を行うといった援助のマニュアル等があるのか。

また、家庭への援助として具体的にどのようなことを行っているのか。

こども福祉課： 虐待による保護解除等の場合、それぞれの家庭ごとにランク付けを行っており、それに合わせて定期的な状況確認を行っている。

また、児童相談所だけでは見守りが難しいため、要対協で情報を共有する

とともに市町村や学校等の関係機関と連携し、継続して見守りをを行っている。

堺 委 員 : 全国調査では、児童相談所が虐待を受け付け、その後に施設入所となるのは2%ほど。

98%は家庭に帰っているため、リスクが高い。

安 部 会 長 : だからこそ家庭支援が大事である。

松 崎 副 会 長 : すべての市町村がこども家庭センターを設置するということか。

こども福祉課 : 法律上はそうっており、市町村も設置の検討を行っている。

安 部 会 長 : 義務と努力義務のどちらか。

こども福祉課 : 努力義務である。